

冷凍空調工事保安管理者 保安確認講習テキスト 第10次改訂版
法令改正に伴う修正箇所の新旧対照表

○政令改正（令和3年10月27日施行）

○省令改正（平成29年6月30日施行、平成30年4月30日施行、平成31年1月2日施行、
令和3年4月23日施行、令和4年6月22日施行、令和4年10月1日施行）

本講習テキスト「冷凍空調工事保安管理者 保安確認講習テキスト 第10次改訂版」は、以下の新旧対照表も参照の上、ご利用ください。

章・節・項	頁・行	新	旧
第一章 3.適用除外	p.3 31行目	<p>《政令》 第2条 3 法第3条第1項第8号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。 三 冷凍能力(法第5条第3項の経済産業省令で定める基準に従って算定した1日の冷凍能力をいう。以下同じ。)が3トン未満の冷凍設備内における高圧ガス 四 冷凍能力が3トン以上5トン未満の冷凍設備内における高圧ガスであるヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。)又は空気(以下「第一種ガス」という。)</p>	<p>《政令》 第2条 3 法第3条第1項第8号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。 三 冷凍能力(法第5条第3項の経済産業省令で定める基準に従って算定した1日の冷凍能力をいう。以下同じ。)が3トン未満の冷凍設備内における高圧ガス 四 冷凍能力が3トン以上5トン未満の冷凍設備内における高圧ガスである二酸化炭素及びフルオロカーボン(不活性のものに限る。)</p>
	p.4 2行目	<p>《冷凍規則》 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 可燃性ガス アンモニア、イソブタン、エタン、エチレン、クロルメチル、水素、ノルマルブタン、プロパン、プロピレン及びその他のガスであつて、次のイ又はロに該当</p>	<p>《冷凍規則》 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 可燃性ガス アンモニア、イソブタン、エタン、エチレン、クロルメチル、水素、ノルマルブタン、プロパン、プロピレン及びその他のガスであつて、次のイ又はロに該当</p>

		<p>するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。）</p> <p>イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。ロにおいて同じ。）の下限が10%以下のもの</p> <p>ロ 爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの</p> <p>ニ 毒性ガス アンモニア、クロルメチル及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物</p> <p>三 不活性ガス ヘリウム、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）</p> <p>三のニ 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、フルオロカーボンであつて、温度60度、圧力零パスカルにおいて着火したときに火炎伝ぱを発生させるもの</p>	<p>するもの（フルオロオレフィン 1234 yf 及びフルオロオレフィン 1234 ze を除く。）</p> <p>イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。ロにおいて同じ。）の下限が10%以下のもの</p> <p>ロ 爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの</p> <p>ニ 毒性ガス アンモニア、クロルメチル及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物</p> <p>三 不活性ガス ヘリウム、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）</p> <p>三のニ 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次に掲げるもの</p> <p>イ フルオロオレフィン 1234 yf</p> <p>ロ フルオロオレフィン 1234 ze</p> <p>ハ フルオロカーボン 32</p>												
4. 製造の許可	p. 5 1行目	<p>《政令》</p> <p>第4条 法第5条第1項第2号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高压ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号及び同条第2項第2号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="495 1177 1256 1412"> <thead> <tr> <th>ガスの種類</th> <th>法第5条第1項第2号の政令で定める値</th> <th>法第5条第2項第2号の政令で定める値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 第一種ガス</td> <td>50トン</td> <td>20トン</td> </tr> </tbody> </table>	ガスの種類	法第5条第1項第2号の政令で定める値	法第5条第2項第2号の政令で定める値	一 第一種ガス	50トン	20トン	<p>《政令》</p> <p>第4条 法第5条第1項第2号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高压ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号及び同条第2項第2号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1283 1177 2051 1412"> <thead> <tr> <th>ガスの種類</th> <th>法第5条第1項第2号の政令で定める値</th> <th>法第5条第2項第2号の政令で定める値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 二酸化炭素及びフルオ</td> <td>50トン</td> <td>20トン</td> </tr> </tbody> </table>	ガスの種類	法第5条第1項第2号の政令で定める値	法第5条第2項第2号の政令で定める値	一 二酸化炭素及びフルオ	50トン	20トン
ガスの種類	法第5条第1項第2号の政令で定める値	法第5条第2項第2号の政令で定める値													
一 第一種ガス	50トン	20トン													
ガスの種類	法第5条第1項第2号の政令で定める値	法第5条第2項第2号の政令で定める値													
一 二酸化炭素及びフルオ	50トン	20トン													

		<p>ニ フルオロカーボン(第2条第3項第4号の経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものを除く。)及びアンモニア</p>	50トン	5トン	<p>ロカーボン(不活性のものに限る。)</p>		
					<p>ニ フルオロカーボン(不活性のものを除く。)及びアンモニア</p>	50トン	5トン
<p>第一章 16. 完成検査</p>	<p>p. 19 20 行目</p>	<p>《冷凍規則》 第22条 前条の規定は、<u>高压ガス保安協会（以下「協会」という。）</u>が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「<u>法第20条第1項本文又は第3項本文</u>」とあるのは「<u>法第20条第1項ただし書又は第3項第1号</u>」と、同条第1項中「<u>都道府県知事又は指定都市の長が行う</u>」とあるのは「<u>協会が行う</u>」と、「<u>事業所の所在地を管轄する都道府県知事</u>」とあるのは「<u>協会</u>」と、同条第2項中「<u>都道府県知事又は指定都市の長</u>」とあるのは「<u>協会</u>」と読み替えるものとする。</p>			<p>《冷凍規則》 第22条 前条の規定は、<u>協会が行う完成検査に準用する。</u>この場合において、同条中「<u>法第20条第1項本文又は第3項本文</u>」とあるのは「<u>法第20条第1項ただし書又は第3項第1号</u>」と、同条第1項中「<u>都道府県知事又は指定都市の長が行う</u>」とあるのは「<u>協会が行う</u>」と、「<u>事業所の所在地を管轄する都道府県知事</u>」とあるのは「<u>協会</u>」と、同条第2項中「<u>都道府県知事又は指定都市の長</u>」とあるのは「<u>協会</u>」と読み替えるものとする。</p>		
<p>第一章 43. 移動</p>	<p>p. 74 14 行目</p>	<p>四 <u>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月の前月から起算して十五年を経過したもの（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5トンを超えるものに用いる国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者が当該容器の充填可能期限年月を当該容器を製造した月の前月から起算して20年を経</u></p>			<p>[新設]</p>		

		<p>過した月と定めた場合には、その期間を経過したもの、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第48条第5項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。</p> <p>五～十四</p>	
第一章 45. 刻印等	p. 76 33 行目	<p>《容器規則》</p> <p>第8条 法第45条第1項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。</p> <p>三 充填すべき高圧ガスの種類（PG容器にあつてはPG、SG容器にあつてはSG、FC一類容器にあつてはFC1、FC二類容器にあつてはFC2、FC3類容器にあつてはFC3、FC4類容器にあつてはFC4、<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u>にあつてはCNG、<u>圧縮水素自動車燃料装置用容器</u>、<u>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器</u>、<u>圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器</u>及び<u>圧縮水素運送自動車用容器</u>にあつてはCHG、<u>液化天然ガス自動車燃料装置用容器</u>にあつてはLNG、その他の容器にあつては高圧ガスの名称、略称又は分子式）</p>	<p>四～十三</p> <p>《容器規則》</p> <p>第8条 法第45条第1項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。</p> <p>三 充填すべき高圧ガスの種類（PG容器にあつてはPG、SG容器にあつてはSG、FC一類容器にあつてはFC1、FC二類容器にあつてはFC2、FC3類容器にあつてはFC3、<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u>にあつてはCNG、<u>圧縮水素自動車燃料装置用容器</u>、<u>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器</u>、<u>圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器</u>及び<u>圧縮水素運送自動車用容器</u>にあつてはCHG、<u>液化天然ガス自動車燃料装置用容器</u>にあつてはLNG、その他の容器にあつては高圧ガスの名称、略称又は分子式）</p>

<p>第二章 5. 耐圧試験、 気密試験（第 一種・定置式 （第二種・定 置式に準 用））</p>	<p>p. 95 12 行目</p>	<p>《冷凍規則》 第7条第1項 六 冷媒設備は、許容圧力以上の圧力で行う気密試験及び配管以外の部分について許容圧力の1.5倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、許容圧力の1.25倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又は当該冷媒設備の製造をする者であつて、<u>試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものの行う耐圧試験に合格するものであること。</u></p>	<p>《冷凍規則》 第7条第1項 六 冷媒設備は、許容圧力以上の圧力で行う気密試験及び配管以外の部分について許容圧力の1.5倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、許容圧力の1.25倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又は<u>経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた</u> <u>高压ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う試験に合格するものであること。</u></p>
<p>第三章</p>	<p>p. 137 1 行目</p>	<p>《冷凍規則》 第64条 法第57条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。 (略) 二 機器は、冷媒設備について設計圧力以上の圧力で行う適切な気密試験及び配管以外の部分について設計圧力の1.5倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う適切な耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、設計圧力の1.25倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）に合格するものであること。 <u>ただし、耐圧試験にあつては、当該冷媒設備の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものの行う試験に合格した場合は、この限りでない。</u></p>	<p>《冷凍規則》 第64条 法第57条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。 (略) 二 機器は、冷媒設備について設計圧力以上の圧力で行う適切な気密試験及び配管以外の部分について設計圧力の1.5倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う適切な耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、設計圧力の1.25倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）に合格するものであること。 <u>ただし、経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた協会が行う試験に合格した場合は、この限りでない。</u></p>